

競売制度研究会（第1回）議事概要

日 時 平成17年12月7日（水）午後6時から午後8時まで
場 所 きんざいセミナーハウス地下1階会議室
出席委員 山本座長，笠井委員，越山委員，小林委員，下村委員，杉山委員，成田委員，菱田委員，山下委員，山田委員，山野目委員
オブザーバー 国土交通省
議事内容 以下のとおり

1 研究会の開始に当たって

参事官の挨拶，座長の挨拶，出席者の自己紹介に続いて，新聞記事についての説明と研究会の公開についての申合せがされた。

配付資料目録番号14の新聞記事は競売の民間開放について法務省が既に一定の方向性を持って検討に着手したかのような内容になっているが，そのような事実は全くなく，後に説明するとおり，法務省としては，閣議決定に従って調査検討に着手することにしたにすぎず，まさにこの研究会の場で，諸外国の法制を調査し，それを踏まえて検討していこうと考えているのでよろしくお願ひしたい旨の説明がされた。

委員の氏名及び肩書については公表すること（問合せ等に対して配付資料目録番号1，2を交付することもあり得ること），研究会のオブザーバーとしての参加や傍聴希望については個別に認めるかどうかを決めるとする旨の申合せがされ，事前に要請のあった国土交通省土地・水資源局地価調査課担当官については，今回からオブザーバー参加を認めることとされた。

2 研究会立ち上げの経緯，民間競売制度についての様々な意見等について

事務当局から，配付資料に基づいて説明が行われた。その骨子は次のとおり。

配布資料は16種類（目録記載の14種類のほかに，アメリカの地図，アメリカの調査対象（案）の2種類）である。

目録番号1の「競売制度研究会の開催について」は、本研究会の趣旨を対外的に説明するために作成したものであるが、「3 研究会の構成」に「(予定)」と付記しているのは、諸外国の競売制度の調査が進んだ段階で必要に応じて研究会の構成を見直す可能性もあるためである。

競売制度研究会立ち上げに至る経緯は、研究会資料2（競売制度研究会立ち上げに至る経緯）記載のとおりであり、昨年12月の規制改革・民間開放推進会議の第1次答申、本年3月の閣議決定を受けて、本研究会を立ち上げることになったものである。

研究会資料3（民間競売制度等についての様々な意見）は、民間競売制度等に関する意見を抜粋したものであるが、これ以外にも意見があると思われるところであり、網羅的なものではない。

民間競売制度の導入に積極的な意見として、司法改革フォーラム、競売法制研究会の意見がある。どちらも同じような内容の意見であり、アメリカの多くの州では、司法競売のほかに非司法競売があり、非司法競売は司法競売に比べて短期間で費用も安く済むのであって、圧倒的なシェアを占めていることに照らすと、我が国において、競売手続を国家が独占する理由はなく、アメリカで有効に機能している非司法競売、とりわけ裁判所が一定程度関与するメリーランド州型の非司法競売を導入し、債権者が非司法競売と司法競売を選択できるようにすべきであるというものである。

日本司法書士連合会の意見は、アメリカの非司法競売を導入すべきであるという意見とは異なるが、裁判所の競売手続の大部分を第三者機関に委託せよというものである。

井下田論文は、アメリカの非司法競売の導入を検討するに当たっては、広く一般の買受希望者を募るという我が国の競売制度の理念との関係をどのように考えるか、最低売却価額を設定しないことに伴い債務者・所有者の利益が著しく害されないか、執行妨害に十分対応できるかなどが問題となり、アメリカと日本とでは競売制度を支える背景事情などが異なることから、社会制度・法制度全体に照らして適合するかどうかを慎重に検討すべきであるという意見である。

研究会資料4（法制審議会担保・執行法部会における民間競売に関する

主な議論)は、過去に、法制審議会担保・執行法制部会において、民間競売が一時期検討項目の一つに挙げたものの、論点から落ちて実質的な検討には至らなかったという経過を抜粋したものである。

研究会資料5(抵当権の簡易な実行手続に関する主な議論)は、アメリカの非司法競売は司法競売に比べて迅速であると言われているが、我が国でも、現行の競売制度よりも簡易迅速な担保権実行を行うことができるように抵当権の簡易な実行手続を創設すべではないかという意見があり、これについて、法制審議会において議論されたことがあったので、その経過を抜粋したものである。

研究会資料6(法制審議会における最低売却価額制度に関する主な議論)は、アメリカの非司法競売では最低売却価額の制度がないと言われているのに対し、我が国では、平成16年改正において従前の最低売却価額制度が見直されたという事情があるで、その経過を抜粋したものである。

目録番号10,11のチャート図3枚と「アメリカの非司法競売の概要」については、邦語の文献を頼りに一応のたたき台として作成したものであるが、不正確な内容を含んでいるところがあると思われるので、今後、調査の結果や委員からの指摘を受けて改訂していくことを考えている。

3 研究会の進め方、今後のスケジュール等について

事務当局から、配布資料に基づいて説明が行われた後、研究会の進め方や今後のスケジュールなどについて意見交換が行われた。主な発言内容は次のとおり。

研究会資料1(競売制度研究会スケジュール(案))はスケジュールの原案を示したものであり、総論、諸外国の競売制度の調査・報告・意見交換、我が国に取り入れるべき点がないかについての検討の3段階に分かれている。第1段階の総論として、まずは、諸外国の競売制度を実際に調査するのに先立ち、今回を含めて3回程度意見交換を行い、調査対象、調査項目、調査方法等についてのイメージをふくらませてもらうとともに、諸外国の競売制度を調査する上での問題点、考慮すべき点についての認識の共有化を図るのが望ましいのではないかと考えている。研究会資料7(諸

外国の競売制度を調査する上で考慮すべき事項等については、意見交換のための資料として用意したものであるが、考慮すべき事項等がこれに限られるとか、これらを考慮すれば十分であるなどといった趣旨のものではなく、あくまでたたき台として作成したものにすぎないので、これからの議論を踏まえて改訂していかなければならないものである。スケジュールの原案のように、次回と次々回で「現行競売制度の評価，競売制度のニーズ」と「諸外国の競売制度を調査研究する上で考慮すべき事項等」について意見交換をすることとする場合には、その前提として、次回の冒頭に「競売制度の整備の経緯，背景についての説明」や「現行競売制度の運用状況についての報告」をしてはどうかと考えている。なお、スケジュールの原案では、11回目と12回目の内容を未定としているが、今後、諸外国の制度の調査を進めるのと並行して、法務省において関係各界や関係団体から意見や要望等を個別に聴取する作業を精力的に進め、その結果も踏まえて研究会におけるヒアリングあるいはアンケート調査の実施等も検討する必要があると考えており、11回目以降の予定はもとより、それ以前の予定や全体の回数も全く未確定であって、今後の調査の進み具合なども見ながら、検討していかなければならないと考えている。

調査方法としていきなり調査出張をすることも考えられるが、まずは、各担当者に国内で入手可能な情報や留学の伝手などで入手可能な情報を基にした諸外国の競売制度の調査をしてその成果を報告してもらい、その上で、出張の可否を検討することとしてはどうか。

事前にインターネットで情報収集を試みたところ、少なくともアメリカについては、インターネットからかなりの情報を得ることができそうなので、実態を相当程度把握することは可能かもしれないが、それだけでは理論的な面を追求する手段に乏しいのではないか。

英米独仏は、主要な四か国であるから、調査対象はこれらの四か国とすることでよいのではないか。

アメリカ各州のうち、少なくとも、ニューヨーク州、カリフォルニア州、テキサス州は、東・西・南の各地域を代表する大規模な州であるので、これらの州は調査対象から外せないであろう。

メリーランド州は、文献でも取り上げられている上、非司法競売に裁判所がある程度関与する点で特徴的でもあるので、調査対象とするのが適当ではないか。

ルイジアナ州は、大陸法系の州という特徴を有するので、調査対象としてよいのではないか。

コネティカット州とバーモント州は、資料によれば売却処分によらない Strict Foreclosure の方法が認められているようであるが、イギリスの議論で代用できるかもしれない。

アメリカについては、次回までに、どの州を調査対象とし、誰が調査を担当するかについて調整を進め、次回に決めることとしてはどうか。

ヨーロッパ諸国については、各国の事情だけでなく、EUの関係で議論が行われているかどうかについても留意しなければならないであろう。

イギリスは、理論と実体の整合性によく分からないところがあるので、調査に当たってはその点に留意する必要があると思われる。

売却手続についての民間開放がしきりに言われているようにも思うが、競売手続においては、売却手続以外の権利調整判定手続などの手続について、裁判所に対する期待が大きいところがあると感じている。民間競売導入の検討を行うに当たっては、この点について十分に検討していかなければならないのではないか。

民間競売導入の検討を行うに当たっては、不動産以外の他の財産権との対比も考慮する必要があるのではないか。例えば、債権執行の場合、入口である差押えは裁判所が行うが、後の手続はいわば私的実行であるし、代替執行についても、入口である授権決定は裁判所が行うが、後の手続は実際には執行官が行うことが多いものの私的実行もできるという見方も可能である。競売の民間開放を検討するに当たっては、何が考え方の軸になるかははっきりさせなければならないし、権利実現手段から見たすわりの良さも必要であろう。

諸外国の競売制度の調査やそれを踏まえての検討に当たっては、各国ごとに競売制度の前提となる背景事情が違ふということに十分留意する必要があると思われる。

日本の競売制度は、現在、うまくいっていると思うが、競売手続に対するニーズがどうなっているかを把握する必要はあろう。

次回と次々回で「現行競売制度の評価、競売制度のニーズ」と「諸外国の競売制度を調査研究する上で考慮すべき事項等」について意見交換をすることとする場合には、その前提として、次回の冒頭に「競売制度の整備の経緯、背景についての説明」や「現行競売制度の運用状況についての報告」をすることでよいと考えるが、「現行競売制度の運用状況についての報告」については、実際に競売手続を担当している裁判官にもお願いしてみてもどうか。

全国的なことは最高裁から報告できるが、運用状況の実情については現場の裁判官、例えば東京地裁民事執行センターの裁判官から説明してもらうという形の方が適当ではないかと思われる。

法制審議会担保・執行法制部会の際は、民間活力についての議論が不完全に終わってしまい、議論がまとまらなかったような印象が残っている。今回の民間競売の議論では、実体と理論の両面から詰めて検討する必要がある。

以 上